

嘉手納基地所属 F-15 戦闘機の風防ガラス落下事故に対する意見書

去る 3 月 4 日午前、嘉手納基地所属の F-15 戦闘機が沖縄本島の北西約 130 キロ沖合の訓練空域に風防ガラスを落下させる事故が発生した。

以前から欠陥機と指摘され、老朽化も不安視されている F-15 戦闘機は過去にも風防ガラスや補助翼の一部等の落下事故を幾度となく発生させており、さらに昨年 5 月には国頭村安田の沖合の海上に墜落するという重大な事故も発生している。

また、嘉手納基地所属の航空機は昨年 8 月にも HH-60 ヘリコプターが米軍キャンプ・ハンセン内の山林に墜落炎上し、乗組員が死亡する事故が発生しており、さらに、去る 5 日夜には普天間飛行場所属の AH-1W ヘリコプターの大型揚陸艦への着艦失敗の報道もあり、後を絶たない事故に米軍への不信感が募る中、一步間違えれば大惨事となりかねない今回の事故に、周辺住民の不安と怒りは増すばかりである。

本市議会では、これまでも事故が起きるたびに幾度となく抗議行動等を展開し、「再発防止」・「安全管理の強化」等を強く申し入れてきたにもかかわらず、またしてもこのような事故が起きたばかりでなく、周辺住民の不安と怒りを無視するかのようには米本国から事故を起こした F-15 と同型機 5 機が飛来、さらに 10 日には安全性が確認できたとして事故原因の公表もないままに飛行が再開されるなど、米軍の事故に対する認識の甘さと再発防止策には問題があると言わざるを得ず、断じて容認できるものではない。

よって沖縄市議会は嘉手納基地所属の F-15 戦闘機の風防ガラス落下事故に対し、嚴重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. 風防ガラスの落下原因が判明するまでの F-15 戦闘機の飛行停止
2. 全ての米軍機について徹底した整備と安全管理の強化を図ること
3. 事故原因を徹底的に究明し、早急に公表すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 19 日
沖 縄 市 議 会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長